		13 1 1. V													
整	理	# C 1	村	営管理村 (乙)	管理権の設定を受ける市町 こ) 管理権を設定する森林の森 有者 (甲) 権の設定を受ける森林 (			(名利		松市長の中野	 ·祐介		(所在地) 浜松市中区元城町103-2		
整番	理 号	集6-1	経常			る森林	の森	(氏名	る又は	名称)			(住所又は所在地)		
			林月	听有者	(甲)										
		乙が経	営管理	里権の	設定を受	ける森	林 (A)	4)			経営管理権	ACT NV FOR HELDEN THE NAME OF	  木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを	
番号	所	在上	也番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容(C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時	備考
1	浜松市引佐町		3-309	16~	18	山林	0. 13	スギ・ ヒノキ	80	2023. 11. 1	2年 (2025.10.31)	○ 乙は、存続期間中 に間伐(環境伐)を1			
2												回実施するものとす る。なお、施業の実施			
3												にあたっては、浜松市 が参加するFSC森林認証			
4												取得団体「天竜林材業 振興協議会」の「FM認			
5												証グループマニュア ル」を遵守し、持続可		, .	
6												能な森林経営・管理に 配慮するものとする。	なし	なし	
7												○ 乙は、火災、病虫			
8												害及び気象害の予防の ため、年1回の森林の			
9												巡視を行うものとし、 当該巡視は林道からの			
10												目視によって判断でき る限りで行う。			

	乙が	経営管理	里権の	設定を受	ける森	林(A	7)		経営管理権を設定する	森林の甲以外の権原者(F	Ξ)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	浜松市北区 引佐町奥山	653-309	16~	18	山林	0.13	スギ・ ヒノキ	80					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
	この計画に												7
	権利の	)設定を	受ける	市町村	(乙)				住所(同上)が浜松市長	長 中野祐介		印	
	権利を	シ設定す	る森材	の森林所	有者	(甲)			住 所(同上)				ı İ

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより間伐(環境伐)を実施すること。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
  - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り等

- ① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせることができる。
- ② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出; ある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
  - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権 集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

## (12) その他

整	理	# 0	村	営管理権	権の設定を	·受ける	市町	(名利		松市長の中野	· 祐介		(所在地) 浜松市中区元城町103-2		
整番	理号	集6-	経常	所 (乙) 経営管理権を設定する森林の森 林所有者 (甲) 管理権の設定を受ける森林			の森	(氏名	る又は				(住所又は所在地)		
	ζ	<u> こが</u> 経	Z 営管 E	株所有者(甲) デ理権の設定を受ける森林				(1)	ı		経営管理権	   経営管理権に基づい	木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを	
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	で行われる経営管理の内容(C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法		備考
1	浜松市:引佐町!	北区 8	53-336	177	31	山林	0.70	ヒノキ	42	2023. 11. 1	2年 (2025. 10. 31)	<ul><li>○ 乙は、存続期間中 に間伐(環境伐)を1</li></ul>			
2	浜松市:引佐町!	北区 奥山 6	53-455	18は	7	山林	0. 28	ヒノキ	77	2023. 11. 1	2年 (2025. 10. 31)	回実施するものとす る。なお、施業の実施			
3	浜松市: 引佐町!	北区 奥山 6	53-454	18は	8	山林	0. 20	ヒノキ	32	2023. 11. 1	2年 (2025.10.31)	にあたっては、浜松市 が参加するFSC森林認証			
4												取得団体「天竜林材業 振興協議会」の「FM認			
5												証グループマニュア ル」を遵守し、持続可	なし	なし	
6												能な森林経営・管理に 配慮するものとする。		,,	
7												○ 乙は、火災、病虫			
8												害及び気象害の予防の ため、年1回の森林の			
9												巡視を行うものとし、 当該巡視は林道からの			
10												目視によって判断できる限りで行う。			

	乙が	経営管理	里権の	設定を受	ける森	林( <i>A</i>	<i>Y</i> )		経営管理権を設定する	ら森林の甲以外の権原者(E	2)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	浜松市北区 引佐町奥山	653-336	170	31	山林	0.70	ヒノキ	42					
2	浜松市北区 引佐町奥山	653-455	18は	7	山林	0. 28	ヒノキ	77					
3	浜松市北区 引佐町奥山	653-454	18は	8	山林	0.20	ヒノキ	32					
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
	この計画に 権利 <i>の</i>			市町村	(乙)				住 所(同上) 浜松市長	長 中野祐介		印	
	権利を	設定す	る森林	木の森林所	有者	(甲)			住 所(同上)				

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

### 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより間伐(環境伐)を実施すること。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3)経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
  - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

## (7)森林への立入り等

- ① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせることができる。
- ② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出; ある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
  - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (11) 甲の通知及び届出
  - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権 集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (12) その他

整	理	# 0	村	営管理権	権の設定を	·受ける	市町	(名称		松市長の中野			(所在地) 浜松市中区元城町103-2		
整番	理号	集6-	経営	と営管理権を設定する森林の森 所有者(甲) 理権の設定を受ける森林(		の森	(氏名	スは				(住所又は所在地)			
	7	こが経	営管理	・理権の設定を受ける森林 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				<u>(</u>			経営管理権	   経営管理権に基づい	木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを	
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	で行われる経営管理 の内容(C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法		備考
1	浜松市: 引佐町!	北区 8	53-342	173	13-2	山林		ヒノキ	47	2023. 11. 1	2年 (2025. 10. 31)	<ul><li>○ 乙は、存続期間中 に間伐(環境伐)を1</li></ul>			
2	浜松市:引佐町!	北区 8	53-342	173	15	山林		ヒノキ	38	2023. 11. 1	2年 (2025.10.31)	回実施するものとす る。なお、施業の実施			
3	浜松市:引佐町!	北区 8	53-342	173	17	山林	2. 45	ヒノキ	47	2023. 11. 1	2年 (2025.10.31)	にあたっては、浜松市 が参加するFSC森林認証			
4	浜松市: 引佐町!	奥山	53-342	173	18	山林		ヒノキ	85	2023. 11. 1	2年 (2025.10.31)	取得団体「天竜林材業 振興協議会」の「FM認			
5	浜松市: 引佐町!	北区 奥山 6	553-63	173	52	山林		ヒノキ	70	2023. 11. 1	2年 (2025.10.31)	証グループマニュア ル」を遵守し、持続可	なし	なし	
6												能な森林経営・管理に 配慮するものとする。	7& 0	<i>, , , , , , , , , ,</i>	
7												○ 乙は、火災、病虫			
8												害及び気象害の予防の ため、年1回の森林の			
9												巡視を行うものとし、 当該巡視は林道からの			
10												目視によって判断できる限りで行う。			

	乙が	経営管理	里権の	設定を受	ける森	林(A	7)		経営管理権を設定する	森林の甲以外の権原者(E	Σ)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	浜松市北区 引佐町奥山	653-342	173	13-2	山林		ヒノキ	47					
2	浜松市北区 引佐町奥山	653-342	173	15	山林		ヒノキ	38					
3	浜松市北区 引佐町奥山	653-342	173	17	山林	2. 45	ヒノキ	47					
4	浜松市北区 引佐町奥山	653-342	173	18	山林		ヒノキ	85					
5	浜松市北区 引佐町奥山	653-63	173	52	山林		ヒノキ	70					
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)	住	所(同上)	浜松市長	中野祐介	- 印
権利を設定する森林の森林所有者(甲)	住	所(同上)			

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより間伐(環境伐)を実施すること。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
  - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り等

- ① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせることができる。
- ② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出; ある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
  - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権 集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

## (12) その他

整	理	#: 0	村	営管理村 (乙)	権の設定を	受ける	市町	(名称		松市長の中野	· · · 祐介		(所在地) 浜松市中区元城町103-2		
整番	理号	集6	-4     村(乙)       経営管理権を設定する森林の 林所有者(甲)       経営管理権の設定を受ける森林の			の森	(氏名	る又は	名称)			(住所又は所在地)			
			林	所有者	(甲)										
		乙が治	経営管3	理権の	設定を受	林 ( /	<i>Y</i> )			経営管理権	/rz	  木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを		
番号	所	在	地番 林班 小班 地目 <sup>面</sup> 」 653-350 17ろ 29 山林				面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容(C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時	備考
1	浜松ī 引佐町	市北区 町奥山	653-350	173	29	山林	0. 43	ヒノキ	52	2023. 11. 1	2年 (2025.10.31)	○ 乙は、存続期間中 に間伐(環境伐)を1			
2	浜松ī 引佐町	市北区町奥山	653-350	173	30	山林	0.40	ヒノキ	75	2023. 11. 1	2年 (2025.10.31)	回実施するものとす る。なお、施業の実施			
3												にあたっては、浜松市 が参加するFSC森林認証			
4												取得団体「天竜林材業 振興協議会」の「FM認			
5												証グループマニュア ル」を遵守し、持続可	なし	なし	
6												能な森林経営・管理に 配慮するものとする。	3. 0	<b>3. 3</b>	
7												○ 乙は、火災、病虫			
8												害及び気象害の予防のため、年1回の森林の			
9												巡視を行うものとし、 当該巡視は林道からの			
10												目視によって判断でき   る限りで行う。			

	乙が	経営管理	里権の	設定を受	ける森	禁林 ( A	4)		経営管理権を設定する	森林の甲以外の権原者(F	Ξ)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	浜松市北区 引佐町奥山	653-350	173	29	山林		ヒノキ	52					
2	浜松市北区 引佐町奥山	653-350	173	30	山林	0.43	ヒノキ	75					
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
	この計画に 権利 <i>の</i>			市町村	(乙)				住 所(同上) 浜松市長	· 中野祐介		印	
	権利を	と設定す	る森材	水の森林剤	有者	(甲)			住 所(同上)				

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより間伐(環境伐)を実施すること。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
  - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り等

- ① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせることができる。
- ② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出; ある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
  - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権 集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

## (12) その他

整	理	#: a	村	営管理権	権の設定を	·受ける	市町	(名称		松市長の中野	祐介		(所在地) 浜松市中区元城町103-2		
整番	理号	集6-	経営	f (乙) 経営管理権を設定する森林の森 k所有者 (甲) ・理権の設定を受ける森林 (			の森	(氏名	る又は				(住所又は所在地)		
		- 10/-			者(甲)										
	T	<u> </u>	宮管地	里権の	権の設定を受ける森林(					√ 10 × 10 × 10 × 10 × 10 × 10 × 10 × 10	経営管理権	│ │経営管理権に基づい	木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを	
番号	所	在	電番   林班   小班   地日   ha 53-351   17ろ   31   山林		面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	て行われる経営管理 の内容(C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法		備考		
1	浜松市 引佐町	北区 6	53-351	173	31	山林	0. 62	スギ・ ヒノキ	60	2023. 11. 1	2年 (2025. 10. 31)	<ul><li>○ 乙は、存続期間中 に間伐(環境伐)を1</li></ul>			
2	浜松市 引佐町	北区 奥山 6	53-351	173	33	山林	0.02	スギ・ ヒノキ	45	2023. 11. 1	2年 (2025.10.31)	回実施するものとす る。なお、施業の実施			
3												にあたっては、浜松市 が参加するFSC森林認証			
4												取得団体「天竜林材業 振興協議会」の「FM認			
5												証グループマニュアル」を遵守し、持続可	なし	なし	
6												能な森林経営・管理に配慮するものとする。		0, 0	
7												○ 乙は、火災、病虫			
8												害及び気象害の予防の ため、年1回の森林の ※押な行うすのより			
9												巡視を行うものとし、 当該巡視は林道からの			
10												目視によって判断でき る限りで行う。			

	乙が	経営管理	里権の	設定を受	ける森	禁林 ( A	4)		経営管理権を設定する	森林の甲以外の権原者(F	Ξ)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	浜松市北区 引佐町奥山	653-351	173	31	山林		スギ・ ヒノキ	60					
2	浜松市北区 引佐町奥山	653-351	173	33	山林	0.62	スギ・ ヒノキ	45					
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
	この計画に 権利 <i>の</i>			市町村	(乙)				住 所(同上) 浜松市長	· 中野祐介		印	
	権利を	と設定す	る森材	水の森林剤	有者	(甲)			住所(同上)				

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより間伐(環境伐)を実施すること。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
  - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り等

- ① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせることができる。
- ② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出; ある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
  - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権 集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

## (12) その他

整	理	#: a	村	営管理村 (乙)	権の設定を	·受ける	市町	(名称		松市長の中野	祐介		(所在地) 浜松市中区元城町103-2		
整番	理号	集6-	経常	〒 (乙) 経営管理権を設定する森林の森 林所有者 (甲) 管理権の設定を受ける森林 (			の森	(氏名	3又は				(住所又は所在地)		
					百者(甲) 権の設定を受ける森林(A										
	,	乙が糺	圣営管理	里権の	有者(甲) 権の設定を受ける森林(						経営管理権	   経営管理権に基づい	木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを	
番号	所	在	地番	THE THE HA				現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	で行われる経営管理 の内容(C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法		備考
1	浜松市 引佐町	北区(奥山	353-349	173	16	山林	0.18	ヒノキ	42	2023. 11. 1	2年 (2025. 10. 31)	<ul><li>○ 乙は、存続期間中 に間伐(環境伐)を1</li></ul>			
2												回実施するものとす る。なお、施業の実施			
3												にあたっては、浜松市 が参加するFSC森林認証			
4												取得団体「天竜林材業 振興協議会」の「FM認			
5												証グループマニュア ル」を遵守し、持続可	なし	なし	
6												能な森林経営・管理に 配慮するものとする。	74.0	<i>'</i> & <i>C</i>	
7												○ 乙は、火災、病虫			
8												害及び気象害の予防の ため、年1回の森林の			
9												巡視を行うものとし、 当該巡視は林道からの			
10												目視によって判断でき る限りで行う。			

	乙が	経営管理	里権の	設定を受	ける森	林( <i>A</i>	<b>A</b> )		経営管理権を設定する	森林の甲以外の権原者(I	Ξ)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	浜松市北区 引佐町奥山	653-349	173	16	山林	0.18	ヒノキ	42					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
	この計画に 権利の			市町村	(乙)		-		住 所(同上) 浜松市長	· 中野祐介		印	]
	権利を	を設定す	る森林	木の森林所	有者	(甲)			住 所(同上)				

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより間伐(環境伐)を実施すること。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
  - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り等

- ① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせることができる。
- ② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出; ある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 指害の賠償
  - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権 集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

## (12) その他

整	理	# 0	村	営管理権	権の設定を	·受ける	市町	(名称		松市長の中野	祐介		(所在地) 浜松市中区元城町103-2		
整番	理号	集6-	経営		を設定す	る森林	の森	(氏名	る又は				(住所又は所在地)		
				所有者											
	7	乙が稻	<b>全国管理</b>	埋権の	設定を受け	ける森	林(A	<u>(                                    </u>			経営管理権	   経営管理権に基づい	木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを	
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	て行われる経営管理 の内容(C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法		備考
1	浜松市:引佐町!	北区 6	53-357	173	43	山林	0.38	ヒノキ	80	2023. 11. 1	2年 (2025.10.31)	○ 乙は、存続期間中 に間伐(環境伐)を1			
2	浜松市:引佐町!	北区 8	53-357	173	47	山林	0.36	ヒノキ	47	2023. 11. 1	2年 (2025.10.31)	回実施するものとす る。なお、施業の実施			
3												にあたっては、浜松市 が参加するFSC森林認証			
4												取得団体「天竜林材業 振興協議会」の「FM認			
5												証グループマニュアル」を遵守し、持続可	なし	なし	
6												能な森林経営・管理に 配慮するものとする。		•	
7												<ul><li>○ 乙は、火災、病虫</li></ul>			
8												害及び気象害の予防の ため、年1回の森林の ※押な行うすのより			
9												巡視を行うものとし、 当該巡視は林道からの			
10												目視によって判断でき   る限りで行う。			

	乙が	経営管理	埋権の	設定を受	ける森	林(A	<i>Y</i> )		経営管理権を設定する	森林の甲以外の権原者(]	E)		
番号	    所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	   備考 
1	浜松市北区 引佐町奥山	653-357	173	43	山林	0.20	ヒノキ	80					
2	浜松市北区 引佐町奥山	653-357	173	47	山林	0.38	ヒノキ	47					
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
	この計画に 権利の			市町村	(乙)				住 所(同上) 浜松市長	ē 中野祐介		印	
	権利!	シ設定す	ス委材	トの森林剤	右者	(田)			住 所(同上)				

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより間伐(環境伐)を実施すること。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
  - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り等

- ① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせることができる。
- ② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出; ある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
  - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権 集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

## (12) その他

整	理	# 0	村	営管理権	権の設定を	受ける	市町	(名利		松市長の中野	· 祐介		(所在地) 浜松市中区元城町103-2		
整番	理号	集6-	経常		を設定す	る森林	の森	(氏名	る又は				(住所又は所在地)		
				所有者									1		
	7	乙が経	営管理	里権の	設定を受り	ける森	·林(A	<u>(</u>			経営管理権	   経営管理権に基づい	木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを	
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	一程営事理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法		備考
1	浜松市:引佐町!	北区 8	53-359	173	44	山林	0. 25	ヒノキ	60	2023. 11. 1	2年 (2025. 10. 31)	<ul><li>○ 乙は、存続期間中 に間伐(環境伐)を1</li></ul>			
2	浜松市:引佐町!	北区 奥山 6	53-462	18は	9	山林	0. 32	ヒノキ	62	2023. 11. 1	2年 (2025. 10. 31)	回実施するものとす る。なお、施業の実施			
3	浜松市:引佐町!	北区 奥山 6	53-462	18は	10	山林	0. 32	ヒノキ	52	2023. 11. 1	2年 (2025.10.31)	にあたっては、浜松市 が参加するFSC森林認証			
4												取得団体「天竜林材業 振興協議会」の「FM認			
5												証グループマニュア ル」を遵守し、持続可	なし	なし	
6												能な森林経営・管理に 配慮するものとする。	74.0	,, 0	
7												○ 乙は、火災、病虫			
8												害及び気象害の予防の ため、年1回の森林の			
9												巡視を行うものとし、 当該巡視は林道からの			
10												目視によって判断できる限りで行う。			

	乙が	経営管理	理権の	設定を受	ける森	林 ( A	4)		経営管理権を設定する	森林の甲以外の権原者(F	Ξ)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	浜松市北区 引佐町奥山	653-359	173	44	山林	0. 25	ヒノキ	60					
2	浜松市北区 引佐町奥山	653-462	18は	9	山林	0.32	ヒノキ	62					
3	浜松市北区 引佐町奥山	653-462	18は	10	山林	0.32	ヒノキ	52					
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
	この計画に 権利 <i>の</i>			市町村	(乙)				住 所(同上) 浜松市長	ē 中野祐介		印	
	権利を	と設定す	る森林	トの森林剤	有者	(甲)			住所(同上)				

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより間伐(環境伐)を実施すること。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
  - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り等

- ① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせることができる。
- ② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出; ある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 指害の賠償
  - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権 集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

## (12) その他

整	理	## c	村	営管理村 (乙)	権の設定を	·受ける	市町	(名称		松市長の中野	祐介		(所在地) 浜松市中区元城町103-2		
整番	理号	集6-	経常		を設定す	つる森林	の森	(氏名	る又は		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		(住所又は所在地)		
				<u> </u>											
		乙が経	圣営管理	理権の	設定を受	ける森	林(A	<u>(</u>			経営管理権	   経営管理権に基づい	木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを	
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	て行われる経営管理 の内容(C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法		備考
1	浜松市 引佐町	i北区 「奥山 €	653-437	18は	36	山林	0.35	スギ	48	2023. 11. 1	2年 (2025.10.31)	○ 乙は、存続期間中 に間伐(環境伐)を1			
2												回実施するものとす る。なお、施業の実施			
3												にあたっては、浜松市 が参加するFSC森林認証			
4												取得団体「天竜林材業 振興協議会」の「FM認			
5												証グループマニュア ル」を遵守し、持続可	なし	なし	
6												能な森林経営・管理に 配慮するものとする。		,,	
7												○ 乙は、火災、病虫			
8												害及び気象害の予防の ため、年1回の森林の			
9												巡視を行うものとし、 当該巡視は林道からの			
10												目視によって判断できる限りで行う。			

	乙が	経営管理	里権の	設定を受	ける森	林( <i>A</i>	()		経営管理権を設定する	森林の甲以外の権原者(I	Ξ)		
番号	 所 在 	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	浜松市北区 引佐町奥山	653-437	18は	36	山林	0.35	スギ	48					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
	この計画に 権利の			市町村	(乙)				住 所(同上) 浜松市長	中野祐介		印	
	権利を	を設定す	る森林	木の森林剤	有者	(甲)			住 所(同上)				

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより間伐(環境伐)を実施すること。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
  - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り等

- ① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせることができる。
- ② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出; ある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
  - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権 集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

## (12) その他

整	理	#: 0 -	村	営管理 (乙)	権の設定を	·受ける	市町	(名称		松市長の中野	祐介		(所在地) 浜松市中区元城町103-2		
整番	理号	集6-]	経常		を設定す	つる森林	の森	(氏名	3又は		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		(住所又は所在地)		
				所有者											
	1	乙が経 <del></del>	営管理	里権の	設定を受	ける森	林(A	<u>(                                    </u>			経営管理権	│ │経営管理権に基づい	木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを	
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	て行われる経営管理 の内容(C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法		備考
1	浜松市 引佐町	北区 6	53-138	1812	10	山林	0.34	スギ・ ヒノキ	63	2023. 11. 1	2年 (2025. 10. 31)	<ul><li>○ 乙は、存続期間中 に間伐(環境伐)を1</li></ul>			
2												回実施するものとす る。なお、施業の実施			
3												にあたっては、浜松市 が参加するFSC森林認証			
4												取得団体「天竜林材業 振興協議会」の「FM認			
5												証グループマニュア ル」を遵守し、持続可	なし	なし	
6												能な森林経営・管理に 配慮するものとする。		, 6	
7												○ 乙は、火災、病虫			
8												害及び気象害の予防の ため、年1回の森林の			
9												巡視を行うものとし、 当該巡視は林道からの			
10												目視によって判断でき る限りで行う。			

	乙が	経営管理	埋権の	設定を受	ける森	林 ( /	7)		経営管理権を設定する	森林の甲以外の権原者(F	Ξ)		
番号	·所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	浜松市北区 引佐町奥山	653-138	18に	10	山林	0.34	スギ・ ヒノキ	63					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
	この計画に 権利 <i>の</i>			方町村	(乙)	•	•		住 所(同上) 浜松市長	中野祐介		印	]
	権利を	を設定す	る森林	木の森林剤	有者	(甲)			住 所(同上)				

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより間伐(環境伐)を実施すること。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
  - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り等

- ① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせることができる。
- ② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出; ある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
  - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権 集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

## (12) その他

整	理	H: a	村	営管理村	権の設定を	·受ける	市町	(名称		松市長の中野	· 祐介		(所在地) 浜松市中区元城町103-2		
整番	理 号	集6-	経常		を設定す	つる森林	の森	(氏名	3又は				(住所又は所在地)		
		<u></u>		所有者											
	Т	<u> </u>	<b>全営管理</b>	埋権の	設定を受	ける森	林(A	\ )		( ) ) ( <del>                                    </del>	経営管理権	│ │経営管理権に基づい	木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを	
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	て行われる経営管理 の内容(C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法		備考
1	浜松市 引佐町	i北区 「奥山	1051-5	18と	6	山林	0. 15	スギ・ ヒノキ	63	2023. 11. 1	2年 (2025.10.31)	○ 乙は、存続期間中 に間伐(環境伐)を1			
2												回実施するものとす る。なお、施業の実施			
3												にあたっては、浜松市 が参加するFSC森林認証			
4												取得団体「天竜林材業 振興協議会」の「FM認			
5												証グループマニュア ル」を遵守し、持続可	なし	なし	
6												能な森林経営・管理に 配慮するものとする。	/ <sub>4</sub> C	/4 C	
7												○ 乙は、火災、病虫			
8												害及び気象害の予防の ため、年1回の森林の			
9												巡視を行うものとし、 当該巡視は林道からの			
10												目視によって判断でき る限りで行う。			

	乙が	経営管理	埋権の	設定を受	ける森	林 ( /	<del>(</del> )		経営管理権を設定する	森林の甲以外の権原者(I	Ξ)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	浜松市北区 引佐町奥山	1051-5	18と	6	山林	0. 15	スギ・ ヒノキ	63					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
	この計画に 権利 <i>0</i>			市町村	(乙)				住 所(同上) 浜松市長	ē 中野祐介		印	
	権利を	と設定す	る森林	木の森林所	有者	(甲)			住 所 (同上)				

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより間伐(環境伐)を実施すること。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

- (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定
  - この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
  - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り等
  - ① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせることができる。
  - ② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出; ある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
  - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権 集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

## (12) その他

整	理	# 0 1	村	営管理権	権の設定を	·受ける	市町	(名称		松市長の中野	祐介		(所在地) 浜松市中区元城町103-2		
整番	理号	集6-12	経常		を設定す	る森林	の森	(氏名	る又は				(住所又は所在地)		
		→ 18/ex		所有者		.1									
	1	<u> </u>	宮管地	里権の	設定を受け	ける森	·林(A	\ )		√ 11 × 12 × 12 × 12 × 12 × 12 × 12 × 12	経営管理権	│ │経営管理権に基づい	木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを	
番号	·所	在均	也番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	て行われる経営管理 の内容(C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法		備考
1	浜松市:引佐町	北区 105	51-567	193	14	山林	0.34	ヒノキ	42	2023. 11. 1	2年 (2025.10.31)	○ 乙は、存続期間中 に間伐(環境伐)を1			
2	浜松市: 引佐町	北区 105	51-567	19ろ	15-1	山林	0.34	ヒノキ	37	2023. 11. 1	2年 (2025.10.31)	回実施するものとす る。なお、施業の実施			
3												にあたっては、浜松市 が参加するFSC森林認証			
4												取得団体「天竜林材業 振興協議会」の「FM認			
5												証グループマニュア ル」を遵守し、持続可	なし	なし	
6												能な森林経営・管理に 配慮するものとする。		,,	
7												○ 乙は、火災、病虫			
8												害及び気象害の予防の ため、年1回の森林の			
9												巡視を行うものとし、 当該巡視は林道からの			
10												目視によって判断でき る限りで行う。			

	乙が	経営管理	里権の	設定を受	ける森	林(A	<b>(</b> )		経営管理権を設定する	森林の甲以外の権原者(I	Ξ)		
番号	    所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	   備考 
1	浜松市北区 引佐町奥山	1051-567	193	14	山林		ヒノキ	42					
2	浜松市北区 引佐町奥山	1051-567	193	15-1	山林	0.34	ヒノキ	37					
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
	この計画に 権利の			市町村	(乙)				住 所(同上) 浜松市長	ē 中野祐介		印	
	権利!	シ設定す	ス委材	の森林剤	右者	(田)			住 所(同上)				

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより間伐(環境伐)を実施すること。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
  - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り等

- ① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせることができる。
- ② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出; ある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
  - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権 集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

## (12) その他

整	理	# 0	村	営管理権	権の設定を	·受ける	市町	(名称		松市長の中野	· 祐介		(所在地) 浜松市中区元城町103-2		
整番	理号	集6-1	経:		を設定す	る森林	の森	(氏名	3又は				(住所又は所在地)		
				<b>听有者</b>											
	7	こが経	営管理	里権の	設定を受り	ける森	林(A	(1)			経営管理権	│ │経営管理権に基づい	木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを	
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	で行われる経営管理 の内容(C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法		備考
1	浜松市:引佐町	北区 1 奥山	052-41	2012	14	山林		スギ・ ヒノキ	35	2023. 11. 1	2年 (2025.10.31)	<ul><li>○ 乙は、存続期間中 に間伐(環境伐)を1</li></ul>			
2	浜松市:引佐町	北区 1	052-41	2012	15	山林	2. 40	スギ・ ヒノキ	35	2023. 11. 1	2年 (2025. 10. 31)	回実施するものとす る。なお、施業の実施			
3	浜松市: 引佐町	北区 1	052-41	2012	15-1	山林	2.40	スギ・ ヒノキ	44	2023. 11. 1	2年 (2025.10.31)	にあたっては、浜松市 が参加するFSC森林認証			
4	浜松市: 引佐町	北区 奥山 1	052-41	20に	16	山林		スギ・ ヒノキ	52	2023. 11. 1	2年 (2025.10.31)	取得団体「天竜林材業 振興協議会」の「FM認			
5												証グループマニュア ル」を遵守し、持続可	なし	なし	
6												能な森林経営・管理に 配慮するものとする。	74.0	<i>'</i> & <i>C</i>	
7												○ 乙は、火災、病虫			
8												害及び気象害の予防の ため、年1回の森林の			
9												巡視を行うものとし、 当該巡視は林道からの			
10												目視によって判断できる限りで行う。			

	乙が	経営管理	埋権の	設定を受	ける森	林 ( /	4)		経営管理権を設定する	森林の甲以外の権原者(I	Ξ)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	浜松市北区 引佐町奥山	1052-41	20に	14	山林		スギ・ ヒノキ	35					
2	浜松市北区 引佐町奥山	1052-41	20に	15	山林	2.40	スギ・ ヒノキ	35					
3	浜松市北区 引佐町奥山	1052-41	20に	15-1	山林	2.40	スギ・ ヒノキ	44					
4	浜松市北区 引佐町奥山	1052-41	20に	16	山林		スギ・ ヒノキ	52					
5													
6													
7													
8													
9													
10													
	この計画に 権利 <i>0</i>			市町村	(乙)				住 所(同上) 浜松市長	ē 中野祐介		印	
	権利を	と設定す	る森材	の森林所	有者	(甲)			住 所(同上)				

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより間伐(環境伐)を実施すること。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
  - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り等

- ① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせることができる。
- ② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出; ある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
  - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権 集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

## (12) その他

整番	<b>工</b> 田		営管理 (乙)	権の設定を	受ける	市町	(名称		松市長 中野	祐介		(所在地) 浜松市中区元城町103-2		
番	号   オ	経	営管理 所有者	権を設定す (甲)	る森林	の森	(氏名	る又は	名称)			(住所又は所在地)		
	乙	が経営管	理権の	設定を受	ける森	林 ( /	A)			経営管理権	奴労符理佐に甘ざい	  木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを	
番号	所	在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容(C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	浜松市北 引佐町奥	区山 1717-57	21~	1	山林		スギ・ ヒノキ	39	2023. 11. 1	2年 (2025.10.31)				
2	浜松市北 引佐町奥	区山 1717-57	21~	1-1	山林		スギ・ ヒノキ	39	2023. 11. 1	2年 (2025. 10. 31)				
3	浜松市北 引佐町奥	山 1717-57	21~	1-2	山林		スギ・ ヒノキ	38	2023. 11. 1	2年 (2025.10.31)	○ 乙は、存続期間中			
4	浜松市北 引佐町奥		21~	1-3	山林	5. 31	スギ・ ヒノキ	36	2023. 11. 1	2年 (2025.10.31)	に間伐(環境伐)を 1 回実施するものとす			
5	浜松市北 引佐町奥	区山 1717-57	21~	2-1	山林	0.01	スギ・ ヒノキ	44	2023. 11. 1	2年 (2025.10.31)	る。なお、施業の実施 にあたっては、浜松市			
6	浜松市北 引佐町奥	山 1/1/-5/	21~	2-2	山林		スギ・ ヒノキ	49	2023. 11. 1	2年 (2025.10.31)	が参加するFSC森林認証 取得団体「天竜林材業			
7	浜松市北 引佐町奥	山 1717-57	21~	2-3	山林		スギ・ ヒノキ	47	2023. 11. 1	2年 (2025.10.31)	振興協議会」の「FM認 証グループマニュア			
8	浜松市北 引佐町奥		21~	2-4	山林		スギ・ ヒノキ	50	2023. 11. 1	2年 (2025.10.31)	ル」を遵守し、持続可 能な森林経営・管理に	なし	なし	
9	浜松市北 引佐町奥	区山 1717-57	21に	8	山林		スギ・ ヒノキ	52	2023. 11. 1	2年 (2025.10.31)	配慮するものとする。			
10	浜松市北 引佐町奥	山 1/1/-5/	2112	9	山林		スギ・ ヒノキ	42	2023. 11. 1	2年 (2025.10.31)	○ 乙は、火災、病虫 害及び気象害の予防の			
11	浜松市北 引佐町奥	山 1/1/-5/	2112	9-1	山林		スギ・ ヒノキ	42	2023. 11. 1	2年 (2025.10.31)	ため、年1回の森林の 巡視を行うものとし、			
12	浜松市北 引佐町奥	区山 1717-57	2112	10	山林	4. 94	スギ・ ヒノキ	100	2023. 11. 1	2年 (2025.10.31)	当該巡視は林道からの 目視によって判断でき			
13	浜松市北 引佐町奥	区山 1717-57	2112	11	山林		スギ・ ヒノキ	41	2023. 11. 1	2年 (2025.10.31)	る限りで行う。			
14	浜松市北 引佐町奥	区山 1717-57	21に	12	山林		スギ・ ヒノキ	50	2023. 11. 1	2年 (2025.10.31)				
15	浜松市北 引佐町奥	区山 1717-57	211	12-2	山林		スギ・ ヒノキ	40	2023. 11. 1	2年 (2025.10.31)				

	乙が	経営管理	理権の	設定を受	ける森	林 ( <i>A</i>	()		経営管理権を設定する	森林の甲以外の権原者(	E)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	浜松市北区 引佐町奥山	1717-57	21~	1	山林		スギ・ ヒノキ	39					
2	浜松市北区 引佐町奥山	1717-57	21~	1-1	山林		スギ・ ヒノキ	39					
3	浜松市北区 引佐町奥山	1717-57	21~	1-2	山林		スギ・ ヒノキ	38					
4	浜松市北区 引佐町奥山	1717-57	21~	1-3	山林		スギ・ ヒノキ	36					
5	浜松市北区 引佐町奥山	1717-57	21~	2-1	山林	5.31	スギ・ ヒノキ	44					
6	浜松市北区 引佐町奥山	1717-57	21~	2-2	山林		スギ・ ヒノキ	49					
7	浜松市北区 引佐町奥山	1717-57	21~	2-3	山林		スギ・ ヒノキ	47					
8	浜松市北区 引佐町奥山	1717-57	21~	2-4	山林		スギ・ ヒノキ	50					
9	浜松市北区 引佐町奥山	1717-57	2112	8	山林		スギ・ ヒノキ	52					
10	浜松市北区 引佐町奥山	1717-57	2112	9	山林		スギ・ ヒノキ	42					
11	浜松市北区 引佐町奥山	1717-57	2112	9-1	山林		スギ・ ヒノキ	42					
12	浜松市北区 引佐町奥山	1717-57	2112	10	山林	4.94	スギ・ ヒノキ	100					
13	浜松市北区 引佐町奥山	1717-57	2112	11	山林		スギ・ ヒノキ	41					
14	浜松市北区 引佐町奥山	1717 57	2112	12	山林		スギ・ ヒノキ	50					
15	浜松市北区 引佐町奥山	1717-57	2112	12-2	山林		スギ・ ヒノキ	40					

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

所(同上)

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が 変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部

について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

#### 2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより間伐(環境伐)を実施すること。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
  - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り等
  - ① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせることができる。
  - ② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出; ある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
  - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (11) 甲の通知及び届出
  - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
  - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権 集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (12) その他

整	理	# 0	村	営管理村	権の設定を	受ける	市町	(名利		松市長の中野	祐介		(所在地) 浜松市中区元城町103-2		
整番	理号	集6-	経常		を設定す	る森林	の森	(氏名	る又は				(住所又は所在地)		
				<b>听有者</b>											
	7	乙が糸	圣営管理	里権の	設定を受け	ける森	林(A	(1)			経営管理権	   経営管理権に基づい	木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを	
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	で行われる経営管理 の内容(C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法		備考
1	浜松市:		1218-3	6V)	1	山林	0. 23	ヒノキ	41	2023. 11. 1	2年 (2025. 10. 31)	<ul><li>○ 乙は、存続期間中 に間伐(環境伐)を1</li></ul>			
2	浜松市:		1218-3	611	2	山林	0. 23	ヒノキ	62	2023. 11. 1	2年 (2025. 10. 31)	回実施するものとす る。なお、施業の実施			
3	浜松市: 滝沢		1229-1	6は	1	山林	2. 15	ヒノキ	36	2023. 11. 1	2年 (2025.10.31)	にあたっては、浜松市 が参加するFSC森林認証			
4	浜松市:		1229-1	6は	2	山林	2. 10	ヒノキ	65	2023. 11. 1	2年 (2025. 10. 31)	取得団体「天竜林材業 振興協議会」の「FM認			
5	浜松市: 滝沢		1229-1	61Z	2	山林	0. 36	ヒノキ	65	2023. 11. 1	2年 (2025.10.31)	証グループマニュア ル」を遵守し、持続可	なし	なし	
6	浜松市: 滝沢		1229-1	61Z	3	山林	0. 30	ヒノキ	69	2023. 11. 1	2年 (2025.10.31)	能な森林経営・管理に 配慮するものとする。	/ <sub>4</sub> C	/4 U	
7												〇 乙は、火災、病虫			
8												害及び気象害の予防の ため、年1回の森林の			
9												巡視を行うものとし、 当該巡視は林道からの			
10												目視によって判断できる限りで行う。			

	乙が	経営管理	里権の	設定を受	ける森	<b>林</b> (A	<b>(</b> )		経営管理権を設定する	森林の甲以外の権原者(F	Ξ)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	浜松市北区 滝沢町	1218-3	6V \	1	山林	0. 23	ヒノキ	41					
2	浜松市北区 滝沢町	1218-3	6V \	2	山林	0.23	ヒノキ	62					
3	浜松市北区 滝沢町	1229-1	6は	1	山林	2. 15	ヒノキ	36					
4	浜松市北区 滝沢町	1229-1	6は	2	山林	2.10	ヒノキ	65					
5	浜松市北区 滝沢町	1229-1	61Z	2	山林	0.36	ヒノキ	65					
6	浜松市北区 滝沢町	1229-1	61Z	3	山林	0.30	ヒノキ	69					
7													
8													
9													
10													
	この計画に 権利の			市町村	(乙)				住 所(同上) 浜松市長	· 中野祐介		印	

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

所(同上)

住

- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより間伐(環境伐)を実施すること。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
  - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り等

- ① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせることができる。
- ② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出; ある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
  - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
  - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権 集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

## (12) その他